

## II 予算に関する情報

### ○ 平成24年度予算

#### ・歳入歳出予算の概要

(単位：百万円)

歳 入		歳 出	
再 保 険 収 入	32,218	再 保 険 費	178,503
再 保 険 料 収 入	30,147	事 務 取 扱 費	625
回 収 金	2,071	国債整理基金特別会計へ繰入	2
一 般 会 計 より 受 入	1,600	予 備 費	9,000
積 立 金 より 受 入	112,287		
独立行政法人納付金収入	30,744		
雑 収 入	11,281		
代 位 取 得 債 権 収 入	7,659		
代位取得債権利子収入	607		
預 託 金 利 子 収 入	3,000		
雑 入	14		
合 計	188,132	合 計	188,132

※百万円未満を切り捨てて計算しているため、合計が一致しないことがある。

#### ・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入れの理由

(一般会計からの繰入金の額) 1,600百万円

(繰入れの理由)

平成24年度予算においては、保険金の支払いにより生じた相手国債務を削減したことによる影響額の一部を一般会計から繰り入れています。

独立採算・利用者負担を原則とする貿易保険制度においては、保険金支払い後その損失額を事故原因者から回収することを前提とした制度運用を行っています。

しかしその一方で、我が国の経済協力及び国際協調の観点から、債務返済困難に直面した債務国に対してこれを免除することが必要な場合もあります。こうした債務削減は、国際的な合意に基づく国としての判断であり、その影響の負担を貿易保険利用者に求めることは適切でないことから、これを国により負担していくため一般会計より繰入れを行っています。

#### ・借入金等の額及び借入金等を必要とする理由

貿易再保険特別会計では、平成24年度に借入金等を行う予定はありません。

- ・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

貿易再保険特別会計においては、平成19年4月より施行された「特別会計に関する法律」に基づき、他の保険特別会計と同様に被保険者からお預かりした再保険料を積立金として積み立てることとしています。これを再保険金支払のための原資として適切に管理することにより、保険事故が発生した場合に確実に再保険金を支払うことができるよう備えています。

その他、貿易保険に関する情報は、こちらをご覧ください。（下線部をクリック）

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/toshi/trade\\_insurance/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/trade_insurance/index.html)